

令和8年度読谷村こども未来基金収益金事業募集要項

1 目的

読谷村こども未来基金条例（令和4年読谷村条例第5号）に規定する読谷村こども未来基金の運用から生ずる益金の運営に関し、村内において子育て支援活動を行う者に対し読谷村こども未来基金の運用から生ずる益金による助成金（以下「助成金」という。）を交付し、こどもの居場所づくり事業等を実施できる最適な事業者の選定を目的とする。

2 対象活動

- (1) 地域における子育て支援活動に関すること。
- (2) 児童又は生徒の健全育成を目的とする活動に関すること。

3 助成対象者

- (1) 助成の対象となる者は、個人又は団体等とする。
- (2) 次のいずれかに該当する活動は助成対象としないものとする。
 - ① 営利を目的とした活動
 - ② 前号に掲げるもののほか、村長が不適切と認める活動

4 事業の実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 助成金の額

1個人又は1団体等に対して、100万円を限度額とする。

6 助成金の交付

読谷村こども未来基金運営委員会の審査結果に基づき交付する。

7 申請書等の配布及び募集期間・提出先等について

申請書等については読谷村ホームページよりダウンロードを行って下さい。

募集及び受付期間：令和8年4月6日（月）～令和8年4月30日（木）

申請書等受付時間：9時～17時（平日の12時～13時及び、土日祝祭日を除く）

申請書等提出先：読谷村役場1階 こども未来課

8 業務の一括委託の禁止

本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

9 募集及び選定のスケジュール

- (1) 募集及び受付期間：令和8年4月6日（月）～令和8年4月30日（木）
- (2) 質問の受付期間：令和8年4月6日（月）～令和8年4月17日（金）
- (3) 質問の回答日：令和8年4月24日（金）
- (4) 審査会：令和8年5月22日（金）14時～17時（予定）
- (5) 審査結果通知及び公表：令和8年5月29日（金）（予定）

10 応募方法

提出書類はすべてA4サイズとし、原本1部、原本の写し10部、プレゼンテーション用資料10部を提出すること。

下記書類の作成や提出等に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。また提出後の資料の修正や差替等は受け付けない。

- (1) 助成事業申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書 ※別表（第3条関係）を確認し作成を行って下さい。
- (4) 事業者概要書（任意様式）
- (5) プレゼンテーション用資料

11 募集要項等に関する質問の受付と回答

- (1) 質問の受付：応募に関する質問については、質問書をメールまたはFAXで提出すること。

宛先：こども未来課 メール info-kodomo@yomitan.jp

FAX 098-958-4125

※FAX送信後にご連絡をお願いします。

- (2) 質問受付期間：令和8年4月6日（月）～ 令和8年4月17日（金）17時 まで
- (3) 質問の回答：令和8年4月24日（金）質問者及び申請者へ回答する。

12 審査の方法及び基準

(1) 審査方法

審査方法については、「読谷村こども未来基金運営委員会要綱」に基づき、審査委員会において、書類審査及びプレゼンテーション(10分以内)等により、助成金交付の予定候補者を選定する。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査終了後、選定の結果を応募者に文書で通知するとともに読谷村のホームページにて公表する。尚、選定結果に対する異議及び電話等による問い合わせには応じられない。

13 選定審査対象の除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 事業計画書の内容が対象活動の条件を満たしていない場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱したとき
- (4) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき
- (5) その他不正行為があったとき

14 業務の報告等

事業終了後、村との協議で指定する日までに助成事業実績報告書（第5号様式）及び決算書を提出しなければならない。

お問い合わせ先

読谷村役場こども未来課子育て支援係

電話 982-9240（直通）

Fax 958-4125

（FAX送信後は、ご連絡をお願いします。）